

監 査 報 告 書

学校法人旭星学園寄附行為第15条第1項の規定により令和5年5月10日、学校法人旭星学園会議室に於いて、令和4年度の事業及び収入支出状況の監査を実施したところ、事業及び経常会計・関係書類のいずれも適正に執行され、当法人の財産及び収支の状況を適正に示しているものと認めます。


よって、この事を連署してここに報告します。

令和5年 5 月 10 日

学校法人 旭星学園 監事

嘉見隆好 

学校法人 旭星学園 監事

武田 滋 

学校法人 旭星学園

理事長 岸谷 義人 様